

令和2年10月7日 資料No.2
交通・環境等対策特別委員会

危機管理・生活安全担当

羽田空港新飛行経路の運用開始に伴う港区危機管理基本マニュアルの改正について

1 経緯

国は、羽田空港における国際線を増便することに伴い、本年3月29日より新飛行経路の運用を開始し、区の上空に新飛行経路の一部を設定しています。

新飛行経路運用に先駆けて、本年2月2日から12日の期間内で実施された実際の旅客機による実機飛行確認（南風運用）の際に、区は、情報連絡体制を明記したフローを策定し、落下物発生に備えました。

今般、国が新飛行経路の運用を開始したことを踏まえて、区は、航空落下物という新たな危機が発生する可能性を念頭に置き、これに確実に対処するため、港区危機管理基本マニュアル（以下「マニュアル」という。）に、落下物発生時の対処要領を定めることとします。

2 マニュアルについて

マニュアルは、区民の生命、身体、財産や区政運営、区民サービス等に重大な被害又は影響を及ぼす様々な危機に、より迅速かつ機動的に対応するため、区が実施すべき危機管理に関わる基本的事項を定めたものであり、危機事案に当たる際の指示体制や初動体制等について示しています。

3 改正の基本的な考え方

航空落下物が発生した際は、警察及び国土交通省が事案対応を行います。

このことから、区は、航空落下物が発生した際に迅速かつ的確に関係機関へ連絡できるよう、マニュアルにおいて示す必要があります。

なお、区は、区民の日常生活への影響や区有施設への被害等が及ぶ危機が発生した場合に「災害対策本部」や「危機管理対策本部」を設置すること等をマニュアルに明記しており、航空落下物により区民の日常生活等に危機が及んだ場合は、マニュアルに基づき、全庁的横断的な即応体制を講じます。

4 改正内容

(1) 落下物発生時における対応フローの追加

区は、実機飛行確認期間中における落下物事案発生時の区の連絡体制をフローとして整備しましたが、改めて、これをマニュアルに明記しました。

(2) その他

組織名称や連絡先等について時点修正を行いました。

5 改正日

令和2年8月3日